

埼玉県訓令第4号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員当直規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員当直規程（昭和三十二年埼玉県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び週休日」を「週休日及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。